

門真市市民公益活動支援・協働指針策定委員会

第4回委員会 議事要旨

場 所：市役所別館厚生会会議室

日 時：平成 20 年 9 月 11 日（木） 午後 2 時～ 2 時半

出席者：委員会委員（委員：あいうえお順）

委員長 市原昌亮（市民生活部次長） 副委員長 下治正和（総合政策部次長）

委 員 清水広大（福祉推進部次長） 野口耕治（環境事業部次長） 西政道（総務部次長） 深野温敬（健康福祉部管理監兼次長） 欠席 白神隆夫（都市建設部次長） 高橋勝保（生涯学習部次長）

事務局：門真市市民生活部

野口管理監

地域振興課 柴田課長 脊戸課長補佐 小阪係員

馬場（まちづくりコンサルタント）

1. 開会（事務局）

2. 議 事

「第3回市民公益活動支援・協働指針策定委員会議事要旨」の確認（委員長）

「門真市市民公益活動支援・協働指針（案）」（全文）修正の概要説明（事務局）

1. 公益活動支援及び協働の目的等

1 - 1. 本指針の位置づけ

1 - 2. 公益活動支援及び協働の必要性

1 - 3. 市民公益活動支援や協働の促進による効果

2. 市民公益活動支援及び協働の基本原則

3. 門真市における市民公益活動支援及び協働のあり方

3 - 1. 協働パートナーの現状と範疇

3 - 2. 協働の領域（役割分担）

3 - 3. 「協働することが有効な事業」を選択する視点

4. 協働のための環境づくり

5. 協働のための推進体制

< 「門真市市民公益活動支援・協働指針（案）」（全文）に対する意見の概要 >

・指針の「協働まちづくり推進に向けた体制」の概念図の各団体の連携について、もう少しを分かりやすくした方がよい。（委員長）

- ・指針の「考えられる協働の形態などを踏まえ、「協働することが有効な事業」を選択する視点を示すと次のようになります。」となっているが、「以上のような協働の形態などを踏まえ、「協働することが有効な事業」を選択する視点を示すと次のようになります。」とした方がよいと思う。(委員長)
- ・他に修正意見がないなら、「門真市市民公益活動支援・協働指針(案)」とし、門真市パブリックコメント制度の試行要綱を適用し、パブリックコメントの手続きをとりたい。パブリックコメントの手続きを経た後に、できるかぎり早い時期に「門真市市民公益活動支援・協働指針」として公表をしていく予定である。市民協働については本市の取り組みの最重要項目になるものであり、本指針にとり今後取り組みを進めていきたいと考えている。今後とも、協力をお願いしたい。(委員長)
- ・委員長からの説明の通り、「門真市市民公益活動支援・協働指針(案)」とし、門真市パブリックコメント制度の試行要綱を適用し、9月17日～10月3日までを意見提出期間とし、ホームページと担当課等での閲覧によりパブリックコメントの手続きを行う予定である。(事務局)